

写

守 環第 27 号の 2
平成 25 年 4 月 30 日

大阪府知事
松井 一郎 様

守口市長 西端 勝樹



(仮称) 淀川左岸線延伸部に係る環境影響評価方法書に対する
環境の保全の見地からの意見について (回答)

平成 25 年 1 月 11 日付貴環保第 2327 号にて照会のありました、標記の
件につきまして別紙のとおり回答いたします。

(仮称) 淀川左岸線延伸部環境影響評価方法書に係る知事意見作成に際して本市が指摘する事項について配慮されるように要望する。

1. 総括的事項

事業実施に当たっては、大気環境、地盤沈下、騒音、振動、景観等への影響を適切に予測・評価を行った上で、環境保全措置を最大限講じること。

2. 項目別事項

(1) 大気環境について

ア 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の対策地域で行われる事業であることから、排出負荷量を最大限抑制し、かつ総量削減計画の目標達成に努めること。

イ 換気塔の予測については、換気塔の設置場所、高さ、脱硝装置の有無など、様々なケースを考慮すること。

ウ 換気塔の供用による騒音について、換気塔の設置場所、高さ、向きなど様々なケースを考慮すること。

エ 工事期間が長期に渡ることが想定されることから、工事の実施に係る環境保全措置について検討すること。

(2) 土壌に係る環境その他の環境について

地盤について、切土工等による地下水位の低下により影響が生じる恐れがあるため、地下水位の変動状況や軟弱地盤の状況を把握し、配慮すること。

(3) 景観について

対象事業実施区域の周辺地域では、換気塔の出現により景観への影響が生じる恐れがあるため、地域景観との調和などに配慮すること。